

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	第3次物価高騰対応小川村生活応援商品券事業	①物価高の影響を受けている村民の負担軽減のため、生活者に対する食料品の支援を含む事業として、商品券を配布し使用分を事業者に換金(補助)する。 ②商品券(補助金)1人当たり2万円、1世帯当たり1万円。 ③対象人数 村民2,179人×2万円=43,580千円 対象世帯 1003世帯×1万円=10,030千円 事務費 消耗品4千円、印刷製本費1,269千円、郵便料129千円 総事業費 55,012千円 ④村民、村内事業者	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食用食材費高騰分支援事業(R7当初)	①物価高騰による給食食材費の高騰に対応するため、給食費の5割相当分を村が補助し、安心安全かつ安定的な給食供給を維持し、物価高騰の影響を受けた保護者の負担軽減を図る。 ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免にかかる費用(教職員分は含まない) ③小学校低学年 38人×364円×200食×0.5=1,383,200円 小学校高学年 35人×380円×200食×0.5=1,330,000円 中学校 41人×410円×197食×0.5=1,655,785円 郷土食おやき食材 275個×12月×200円=660,000円 計5,028,985円 【うち物価高騰分(3割)3,017,391円、村上乘せ分(2割)2,011,594円】 ④交付対象者 小中学校の児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食用食材費高騰分支援事業(R7補正)	①物価高騰による給食食材費の高騰に対応するため、給食費の5割相当分を村が補助し、安心安全かつ安定的な給食供給を維持し、物価高騰の影響を受けた保護者の負担軽減を図る。 ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免にかかる費用(教職員分は含まない) ③小学校低学年 38人×364円×200食×0.5=1,383,200円 小学校高学年 35人×380円×200食×0.5=1,330,000円 中学校 41人×410円×197食×0.5=1,655,785円 郷土食おやき食材 275個×12月×200円=660,000円 計5,028,985円	R7.4	R8.3
4	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	小川村エアコン設置促進事業	①近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、住民の命と健康を守るため、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援する。 ②補助金 1件あたり24千円 基準額73千円 補助率 1/3村 1/3県 ③住民税非課税世帯:補助単価24千円×30件=720千円 ※その他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分720千円(24千円×30件) ④住民税非課税世帯	R8.2	R8.3